

第 1 1 回

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合 併 協 議 会

日 時 : 平成 1 5 年 5 月 2 8 日 (水)

午後 1 時 3 0 分から

場 所 : 弥栄町 公民館

次 第

1 開会宣言

2 議 事

(1) 報告事項

- ・報告第 1 号 合併協議会委員の変更等について

(2) 協議事項

- ・協議第 1 号 5 財産及び債務の取扱いに関する事
- ・協議第 2 号 1 9 - 1 自治会、行政連絡機構の取扱い
- ・協議第 3 号 2 1 - 2 交通安全の取扱い
- ・協議第 4 号 2 1 - 7 マイクロバスの取扱い
- ・協議第 5 号 2 1 - 1 0 開発・景観保全の取扱い
- ・協議第 6 号 2 1 - 1 3 町営バス事業の取扱い
- ・協議第 7 号 2 1 - 1 4 地域活性化助成事業の取扱い
- ・協議第 8 号 2 1 - 1 5 指定金融機関の取扱い
- ・協議第 9 号 2 1 - 1 7 財政事務の取扱い
- ・協議第 1 0 号 1 9 - 1 1 国民健康保険の取扱い
- ・協議第 1 1 号 1 9 - 1 5 保健衛生の取扱い
- ・協議第 1 2 号 1 9 - 1 6 各種社会福祉事業等の取扱い
- ・協議第 1 3 号 1 9 - 1 8 病院、診療所の取扱い
- ・協議第 1 4 号 1 9 - 2 4 建設関係事業の取扱い
- ・協議第 1 5 号 1 9 - 2 5 公営住宅の取扱い

(3) その他

- ・第 1 0 回合併協議会の会議録について
- ・第 1 2 回協議会の日程及び議題(案)について
日 程 (日 時)平成 1 5 年 6 月 2 5 日(水)午後 1 時 3 0 分から
(場 所)久美浜町 J A 京都丹後久美浜支店
議 題(案) ・主な協議事項

3 閉 会

報告第1号

合併協議会委員の変更等について

1 委員の変更

- ・大宮町2号委員 (新) 荒田 寛康委員 (5月12日付け)
(旧) 川村 嘉徳委員 (4月29日付け)
- ・丹後町2号委員 (新) 小森 潔委員 (5月13日付け)
(旧) 平井 芳一委員 (4月29日付け)
- ・弥栄町2号委員 (新) 久江 晶夫委員 (5月14日付け)
(新) 吉岡 豊和委員 (5月14日付け)
(新) 大下倉禎介委員 (5月14日付け)
(旧) 木本 勇委員 (4月29日付け)
(旧) 田中 正明委員 (4月29日付け)
(旧) 吉岡 敏至委員 (4月22日付け)

2 各小委員会の委員長、副委員長等の変更について

(総務・企画・議会小委員会)

- 【委員長】(新) 平井 渉委員 (峰山町)
(旧) 瀬川 善磨委員 (丹後町)
- 【副委員長】(新) 小森 潔委員 (丹後町)
(旧) 平井 渉委員 (峰山町)

(住民・福祉・教育小委員会)

- 【委員長】(新) 荒田 寛康委員 (大宮町)
(旧) 木本 勇委員 (弥栄町)
- 【副委員長】(新) 久江 晶夫委員 (弥栄町)
(旧) 石河良一郎委員 (大宮町)

3 委員の所属小委員会の変更等について

- ・大宮町 荒田 寛康委員（新たに、住民・福祉・教育及び新市建設計画策定小委員会へ）
- ・大宮町 石河良一郎委員（住民・福祉・教育及び新市建設計画策定小委員会から建設・産業小委員会へ）
- ・丹後町 小森 潔委員（新たに総務・企画・議会及び新市建設計画策定小委員会へ）
- ・丹後町 瀬川 善磨委員（総務・企画・議会及び新市建設計画策定小委員会から住民・福祉・教育小委員会へ）
- ・弥栄町 久江 晶夫委員（新たに住民・福祉・教育及び新市建設計画策定小委員会へ）
- ・弥栄町 吉岡 豊和委員（新たに建設・産業小委員会へ）
- ・弥栄町 大下倉禎介委員（新たに総務・企画・議会小委員会へ）

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会委員名簿

(敬称略)

1号委員	町長	峰山町 大宮町 網野町 丹後町 弥栄町 久美浜町	増田桂一 吉岡秀男 濱岡六右衛門 中江宏樹 有田光亨 吉岡光義	会長 副会長
	助役	峰山町 大宮町 網野町 丹後町 弥栄町 久美浜町	上田博之 本城克一 梅田耕之 大下道之 行待実 辻征一郎	
2号委員	町議会議長	峰山町 大宮町 網野町 丹後町 弥栄町 久美浜町	平井涉 荒田寛康 田茂井誠司 小森潔 久江晶夫 清水勇	新 新 新
	町議会の合併に関する特別委員会等の委員長	峰山町 大宮町 網野町 丹後町 弥栄町 久美浜町	植垣齋紀 石河良一郎 末次祥孝 浅田武夫 吉岡豊和 田中一	選出区分変更 選出区分変更 新
	町議会選出議員	峰山町 大宮町 網野町 丹後町 弥栄町 久美浜町	森行雄 三崎政直 奥野重治 瀬川善磨 大下倉禎介 小谷毅	選出区分変更 新
3号委員	学識経験を有する者	峰山町	柳田恵里子 太田俊輝 中山力	
		大宮町	養父秀是 石河武 荒田ケイ	
		網野町	沖田康彦 阿部智子 梅田和男	
		丹後町	下田喜六 佐々木正二郎 戸石育代	
		弥栄町	梅田直一 植野真知子 行待佳平	
		久美浜町	奥田圭介 美王惠次郎 川淵明美	
		京都府	中井幹晴 加瀬康夫	

合併協議会規約(抜粋)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

(1)6町の町長及び6町の助役

(2)6町の議会の議長、6町の議会の合併に関する特別委員会の委員長(特別委員会を設置していない議会にあっては、所管の常任委員会の委員長)及び6町の議会において議員のうちから選出した者1名

(3)6町の長が協議して定めた学識経験を有する者

協議第1号

5 財産及び債務の取扱いに関する事

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成15年5月28日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 濱岡 六右衛門

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (3)

合併協定項目		5 財産及び債務の取扱いに関すること		小委員会名	総務・企画・議会小委員会														
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日														
1	1 財産	1 行政財産(土地・建物)	土地・建物すべてを新市に継承する。	平成15年 2月20日	平成 年 月 日														
2	1 財産	2 普通財産(土地・建物)	土地・建物すべてを新市に継承する。	平成15年 2月20日	平成 年 月 日														
3	1 財産	3 基金	<p>財政調整基金・減債基金は、そのまま新市に継承する。 特定目的基金については、統合整理を行い新市において必要な基金を創設する。 合併時に創設する特定目的基金</p> <table border="0"> <tr> <td>地域福祉基金</td> <td>地域環境保全基金</td> <td>地域づくり基金</td> <td>奨学基金</td> </tr> <tr> <td>災害対策基金</td> <td>高額療養費貸付基金</td> <td>土地開発基金</td> <td></td> </tr> </table> <p>特別会計分の基金は、そのまま新市に継承する。 一部事務組合分の基金は、そのまま新市に継承する。 各基金の継承先は次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>峰山・大宮公共下水道組合分</td> <td>下水道特別会計</td> </tr> <tr> <td>竹野川環境衛生組合分</td> <td>地域環境保全基金</td> </tr> <tr> <td>丹後広域消防組合分</td> <td>災害対策基金</td> </tr> </table>	地域福祉基金	地域環境保全基金	地域づくり基金	奨学基金	災害対策基金	高額療養費貸付基金	土地開発基金		峰山・大宮公共下水道組合分	下水道特別会計	竹野川環境衛生組合分	地域環境保全基金	丹後広域消防組合分	災害対策基金	平成15年 5月20日	平成 年 月 日
地域福祉基金	地域環境保全基金	地域づくり基金	奨学基金																
災害対策基金	高額療養費貸付基金	土地開発基金																	
峰山・大宮公共下水道組合分	下水道特別会計																		
竹野川環境衛生組合分	地域環境保全基金																		
丹後広域消防組合分	災害対策基金																		
4	1 財産	4 出資金	<p>現行のまま新市へ継承する。 各町の出資金は、そのまま新市へ引き継ぎ、6町分を合わせて新市の出資金とする。</p>	平成15年 5月20日	平成 年 月 日														
5	1 財産	5 出捐金	<p>現行のまま新市へ継承する。 各町の出捐金は、そのまま新市へ引き継ぎ、6町分を合わせて新市の出捐金とする。</p>	平成15年 5月20日	平成 年 月 日														
6	1 財産	6 貸付金	<p>現行のまま新市へ継承する。 各町の貸付金は、そのまま新市へ引き継ぎ、6町分を合わせて新市の貸付金とする。</p>	平成15年 5月20日	平成 年 月 日														
7	1 財産	7 その他財産	<p>地方自治法の規定に基づく財産区については現行のまま新市に継承する。 覚書土地については、覚書が出来ていない財産は、合併までに覚書(書面での取り交わし)を行い、現行のまま新市に継承する。 固定資産税は、新市においては原則として課税をする。</p>	平成15年 2月20日	平成 年 月 日														
8	2 債務	1 借入金	<p>現行のまま新市へ継承する。 各町の借入金は、特別会計も含めてそのまま新市へ引き継ぎ、6町分を合わせて新市の借入金とする。 一部事務組合の借入金は、そのまま新市に継承する。 各借入金の継承先は次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>奥丹後養老施設組合分</td> <td>一般会計</td> </tr> <tr> <td>峰山・大宮公共下水道組合分</td> <td>下水道特別会計</td> </tr> <tr> <td>竹野郡塵芥処理組合分</td> <td>一般会計</td> </tr> <tr> <td>竹野川環境衛生組合分</td> <td>一般会計</td> </tr> <tr> <td>丹後広域消防組合分</td> <td>一般会計</td> </tr> </table>	奥丹後養老施設組合分	一般会計	峰山・大宮公共下水道組合分	下水道特別会計	竹野郡塵芥処理組合分	一般会計	竹野川環境衛生組合分	一般会計	丹後広域消防組合分	一般会計	平成15年 5月20日	平成 年 月 日				
奥丹後養老施設組合分	一般会計																		
峰山・大宮公共下水道組合分	下水道特別会計																		
竹野郡塵芥処理組合分	一般会計																		
竹野川環境衛生組合分	一般会計																		
丹後広域消防組合分	一般会計																		
9	2 債務	2 債務負担行為	<p>現行のまま新市へ継承する。 合併までに行った各町の債務負担行為は、そのまま新市へ引き継ぎ、6町分を合わせて新市の債務負担とする。</p>	平成15年 5月20日	平成 年 月 日														
10	2 債務	3 土地開発公社所有地	現行のまま新市へ継承する。	平成15年 5月20日	平成 年 月 日														

以下余白

協議第2号

19 - 1 自治会、行政連絡機構の取扱い

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成15年5月28日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 濱岡 六右衛門

協議第3号

2 1 - 2 交通安全の取扱い

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成15年5月28日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 濱岡 六右衛門

協議第4号

21-7 マイクロバスの取扱い

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成15年5月28日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 濱岡 六右衛門

協議第5号

21 - 10 開発・景観保全の取扱い

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成15年5月28日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 濱岡 六右衛門

協議第6号

21 - 13 町営バス事業の取扱い

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成15年5月28日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 濱岡 六右衛門

協議第7号

21 - 14 地域活性化助成事業の取扱い

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成15年5月28日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 濱岡 六右衛門

協議第 8 号

2 1 - 1 5 指定金融機関の取扱い

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成 1 5 年 5 月 2 8 日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 濱岡 六右衛門

協議第9号

21 - 17 財政事務の取扱い

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成15年5月28日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 濱岡 六右衛門

協議第10号

19 - 11 国民健康保険の取扱い

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成15年5月28日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 濱岡 六右衛門

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 3 ）

合併協定項目		19 - 11 国民健康保険の取扱い		小委員会名	住民・福祉・教育小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
1	国民健康保険税	納税義務者	現行のまま新市に移行する。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
2		賦課期日	同上	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
3		本算定日	同上	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
4		税率等	税率は制度改正、保険給付の動向を見極め統一する。ただし、平成15年度については、各町の例による。また、医療分については激変緩和措置として、丹後町は平成19年度の統一課税に向けて段階的に引き上げを行なう。また、賦課方式、課税限度額は現行のまま新市に移行する。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
5		納期	網野町の例により一元化に調整のうえ新市に移行する。 (理由) 納税者の立場を考え、一時的な負担を軽減するため、毎月に分割した納税方法を採用する。また、各期の納期限設定については、基本的に月の初めから末までとするが、第7期(12月)は年末の関係で月末とせず、27日とすることが適切と考える。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
6		軽減率と判定基準	合併後は新市として平準化を実施し、7割軽減、5割軽減、2割軽減を適用する。また、判定時期は現行のまま新市に移行する。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
7		平準化実施状況	合併後は新市として平準化を実施する。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
8		減免措置(条例及び規定)	現行基準を新市の条例に規定する。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
9		減免措置(審査会の有無)	審査会を設置し減免申請の審査を行なう。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
10	国民健康保険(保険給付)	出産育児一時金(単価)	現行のまま新市に移行する。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
11		葬祭費(単価)	1人当たり3万円とする。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
12	国民健康保険(貸付制度)	高額療養費貸付	高額療養費等貸付基金を設置して貸し付けを行なうこととし、限度額は高額療養費支給見込額の95%以内とする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、その額を切り捨てる。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
13		出産育児一時金貸付	高額療養費等貸付基金を設置して貸し付けを行なうこととし、限度額は出産育児一時金支給見込額の8割以内とする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、その額を切り捨てる。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
14	国民健康保険(支払猶予)	支払猶予	高額療養費制度の複雑化及び診療報酬査定により誤差が生じる場合があり支払猶予制度は廃止とし、廃止後は高額療養費貸付で対応する。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
15	国民健康保険(一部負担金の減額・免除及び徴収猶予)	一部負担金の減額・免除及び徴収猶予	峰山町の例に準じ、一元化に調整のうえ新市に移行する。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
16	国民健康保険運営協議会	国民健康保険運営協議会	国民健康保険法施行令第3条により、新市における適正な定数を条例で定め新市に移行する。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
17	老人保健	老健受給者証の交付方法	本庁及び支所の組織体制に沿って適切な交付方法を検討する。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
18		国保連合会との委託状況	医療費通知業務は委託とする。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(3)

合併協定項目		19-11 国民健康保険の取扱い		小委員会名	住民・福祉・教育小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
19	老人医療	府制度	現行のまま新市に移行する。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
20		町制度	府内市町村で単独制度を設けているのは2町のみであり、他の市町村は府制度のみである。このため、町制度(単独制度)は廃止の方向で調整し新市に移行する。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
21		受給者証の交付方法(更新)	本庁及び支所の組織体制に沿って適切な交付方法を検討する。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
22	障害児者医療	府制度	現行のまま新市に移行する。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
23		町制度	府制度の所得基準を適用し、府制度に該当しない身障者手帳3級の者を対象として、新市の新たな単独制度を創設する。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
24		受給者証の交付方法(更新)	本庁及び支所の組織体制に沿って適切な交付方法を検討する。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
25	母子家庭医療	府制度	現行のまま新市に移行する。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
26		町制度	府制度の所得基準が比較的高く、大半の母子家庭が府制度の対象となり、町制度を設けていても対象者がいない現状等を考慮し、町制度は廃止の方向で調整し新市に移行する。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
27		受給者証の交付方法(更新)	本庁及び支所の組織体制に沿って適切な交付方法を検討する。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
28	父子家庭医療	対象者(基準)	母子家庭医療の府制度を準用し、新市移行後も実施する。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
29		受給者証の交付方法(更新)	本庁及び支所の組織体制に沿って適切な交付方法を検討する。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
30	乳幼児医療	府制度	現行のまま新市に移行する。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
31		町制度	新市においても実施するが、200円の償還払いを廃止の方向で調整する。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
32		受給者証の交付方法	本庁及び支所の組織体制に沿って適切な交付方法を検討する。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
33	児童歯科	児童歯科	現行のまま新市に移行する。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
34	重度心身障害老人健康管理事業	府制度	現行のまま新市に移行する。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
35		町制度	府制度の所得基準を適用し、府制度に該当しない身障者手帳3級の者を対象として、新市の新たな単独制度を創設する。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
36		受給者証の交付方法(更新)	本庁及び支所の組織体制に沿って適切な交付方法を検討する。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
以下余白					

協議第 1 1 号

1 9 - 1 5 保健衛生の取扱い

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成 1 5 年 5 月 2 8 日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 濱岡 六右衛門

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 3 ）

合併協定項目		19 - 15 保健衛生の取扱い		小委員会名	住民・福祉・教育小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
1	(1) 母子保健 1 母子健康手帳の交付	1 母子健康手帳の交付	現行のまま新市に継承する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
2	2 妊婦に関する事業	1 母親教室	現行のまま新市に継承する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
3		2 両親学級	一元化に調整の上、新市に移行する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
4		3 妊婦健康診査	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
5		4 助産施設への入所	現行のまま、新市に継承する。(新市においては助産措置の実施機関となる)	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
6	3 訪問指導	1 妊産婦訪問	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
7		2 新生児訪問	一元化に調整の上、新市に移行する。 全数管理の方向で調整する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
8		3 乳幼児訪問	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
9	4 乳幼児健診	1 乳幼児前期	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
10		2 乳幼児後期	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
11		3 幼児期前期	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
12		4 幼児期後期	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
13	5 集団指導事業	1 離乳食教室	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
14		2 若年層対象啓発事業	一元化に調整の上、新市に移行する。 峰山町の例にならない、対象を全市に広げ実施する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
15	6 育児相談	1 育児相談	一元化に調整の上、新市に移行する。 健診の実施内容を調整し、現行水準を維持する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
16	7 育児支援	1 家族育児協力啓発事業	一元化に調整の上、新市に移行する。 対象を全市に拡大して実施する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
17		2 保健センター開放	一元化に調整の上、新市に移行する。 対象を全域に拡大し、利用しやすいよう計画を作成、調整する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
18		3 その他の育児支援事業	新市に移行後、調整する。 個々の事業については新市の事業計画の中で調整する。1歳アンケートは廃止する方向で調整する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
19	8 その他の事業	1 その他の事業	新市に移行後、調整する。 新市の事業計画の中で調整する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
20	(2) 歯科保健 1 乳幼児歯科健診	1 1歳半歯科健診	一元化に調整の上、新市に移行する。 フッ素塗布については、全市に拡大し実施する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 3 ）

合併協定項目		19 - 15 保健衛生の取扱い		小委員会名	住民・福祉・教育小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
2.1		2 2歳歯科健診	一元化に調整の上、新市に移行する。 全市において健診として実施する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
2.2		3 3歳歯科健診	一元化に調整の上、新市に移行する。 フッ素塗布については、全市で実施する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
2.3	2 フッ素塗布事業	1 フッ素塗布事業	新市に移行後、調整する。 啓発的な性格もあり、実施の有無、方法、会場については、新市において調整する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
2.4	3 保育園歯科事業	1 保育園歯科事業	新市に移行後、調整する。 歯科保健事業全体の中で調整する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
2.5	4 その他の乳幼児歯科指導	1 その他の乳幼児歯科指導	新市に移行後、調整する。 歯科保健事業全体の中で調整する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
2.6	5 成人歯科指導	1 成人歯科指導	新市に移行後、調整する。 各種保健事業の中で成人歯科指導を位置づけ、実施する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
2.7	(3) 成老人保健 1 健康診査	1 検診体制	検診体制としては、総合健康診査として実施する方向で調整する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
2.8		2 基本健康診査	総合検診として集団化して実施する方向で調整する。 20歳以上を対象とし、自己負担金は徴収しない方向で調整する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
2.9		3 骨粗しょう症検診	総合検診の中に組み入れ、集団化して実施する。20歳から59歳まで隔年健診とし、60歳以上は健康づくり事業の中で対応。自己負担金は徴収しない方向で調整する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
3.0		4 胃がん検診	総合検診に統一する方向で調整する。 集団検診とし、間接撮影をする。自己負担金は徴収しない方向で調整する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
3.1		5 大腸がん検診	総合検診に統一する方向で調整する。 対象年齢は、30歳以上とする。自己負担金は徴収しない方向で調整する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
3.2		6 子宮がん検診	総合検診に統一する方向で調整する。 対象年齢は30歳以上とする。自己負担金は徴収しない方向で調整する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
3.3		7 乳がん検診	総合検診に統一する方向で調整する。30歳～49歳は視触診を毎年、50歳以上はマンモグラフィ併用検診を2年に1回実施する方向で調整する。自己負担金は徴収しない方向で調整する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
3.4		8 前立腺がん検診	総合検診に統一する方向で調整する。検診内容は、血液検査(P.S.A)を主体とし、55歳以上を対象とする。自己負担金は徴収しない方向で調整する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
3.5		9 肝炎ウイルス検診	総合検診として実施する。対象者は、峰山町の例により、統一する方向で調整する。自己負担金は徴収しない方向で調整する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
3.6		10 結核検診	総合検診に統一する方向で実施する。 現行のとおり、精密検査も実施する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
3.7		11 肺がん検診	総合検診として実施する。喀痰検査対象は、峰山町の例により、統一する。回収は各保健センターにて行う。自己負担金は、徴収しない方向で調整する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
3.8		12 腹部超音波検診	総合検診として実施する。対象者は、節目検診とするなど、検討する。 自己負担金は、徴収しない方向で調整する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
3.9	(4) 健康づくり 1 健康づくり推進協議会	1 健康づくり推進協議会	新市において保健福祉に関する審議を行う機関を設置する方向で調整する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
4.0	2 食生活改善推進協議会	2 食生活改善推進協議会	新市に移行後も、引き続き食生活改善推進協議会の活動を支援する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 3 ）

合併協定項目		19 - 15 保健衛生の取扱い		小委員会名	住民・福祉・教育小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
41	(5) 予防接種 1 定期予防接種等	1 麻しん	現行のまま、新市に継承する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
42		2 風しん	一元化に調整の上、新市に継承する。 個別接種の方向で調整する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
43		3 インフルエンザ	現行のまま、新市に継承する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
44		4 ポリオ	一元化に調整の上、新市に移行する。 対象年齢が低いので移動距離を短くする等、実施場所については配慮することとする。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
45		5 ツベルクリン・BCG(幼児期)	一元化に調整の上、新市に継承する。 実施時期、実施場所については、新市の予防接種事業の中で調整する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
46		6 三種混合	一元化に調整の上、新市に継承する。 接種率の低下をきたさないため、当面、集団接種の方向で調整する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
47		7 二種混合	現行のまま、新市に継承する。 接種率の低下をきたさないため、当面、集団接種の方向で調整する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
48		8 日本脳炎	一元化に調整の上、新市に継承する。 幼児への予防接種については、保健センターで実施する方向で調整する。小中学生については、現行のまま各学校で実施する方向で調整する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
49	2 予防接種健康被害調査対策委員会	1 予防接種健康被害調査対策委員会	新市においては、新たに委員会を早期に設置する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
50	3 その他、予防接種に関すること	1 臨時の予防接種	現行のまま、新市に継承する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
51		2 予防接種による健康被害にかかる医療費等の給付	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 6月11日	平成 年 月 日
52		3 予防接種による健康被害にかかる医療費等の給付の制限・返還	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 6月11日	平成 年 月 日
53		4 不正に請求された予防接種による健康被害に係る医療費等の徴収	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 6月11日	平成 年 月 日
54		5 年金給付を受けている者等に対する報告徴収等、年金給付の一時差し止め	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 6月11日	平成 年 月 日
55		6 健康診断の記録の作成、保存、交付	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 6月11日	平成 年 月 日
56		7 予防接種の記録の作成、保存、交付	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 6月11日	平成 年 月 日
57		8 予防接種による健康被害に係る給付	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 6月11日	平成 年 月 日
58	(6) 感染症予防 1 感染症	1 感染症の病原体に汚染された場所の消毒	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 6月11日	平成 年 月 日
59		2 ねずみ族、昆虫等の駆除	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 6月11日	平成 年 月 日
60		3 感染症の病原体に汚染された物件の消毒	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 6月11日	平成 年 月 日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 3 ）

合併協定項目		19 - 15 保健衛生の取扱い		小委員会名	住民・福祉・教育小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
6 1		4 感染症の病原体に汚染された又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水制限又は使用禁止及び生活の用に供される水の供給について	現行のまま、新市に継承する。	平成 14年 6月 11日	平成 年 月 日
6 2		5 感染症の病原体の消毒等の措置に係る質問及び調査について	現行のまま、新市に継承する。	平成 14年 6月 11日	平成 年 月 日
6 3		6 感染症の病原体の消毒等の措置に係る質問及び調査の関する書面による通知	現行のまま、新市に継承する。	平成 14年 6月 11日	平成 年 月 日
6 4		7 新感染症に係る消毒その他の措置	現行のまま、新市に継承する。	平成 14年 6月 11日	平成 年 月 日
6 5		8 新感染症に係る経過の報告	現行のまま、新市に継承する。	平成 14年 6月 11日	平成 年 月 日
6 6		9 感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族・昆虫の駆除、物件に係る措置に関する市町村の支弁に係る費用	現行のまま、新市に継承する。	平成 14年 6月 11日	平成 年 月 日
6 7		10 感染症指定医療機関の指定の特例	現行のまま、新市に継承する。	平成 14年 6月 11日	平成 年 月 日
6 8		11 急迫した危難を避けるために上陸等をした場合の届出の受理	現行のまま、新市に継承する。	平成 14年 6月 11日	平成 年 月 日
		以下余白			

協議第12号

19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成15年5月28日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 濱岡 六右衛門

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 3 ）

合併協定項目		19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱いについて		小委員会名	住民・福祉・教育小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
1	(1 民生福祉) 1 民生委員・児童委員	1 民生児童委員協議会	新市に移行後、調整する。 民生児童委員協議会の体制については知事の専権事項のため新市において知事と協議する。	平成14年 9月12日	平成 年 月 日
2	2 被災者生活支援	1 災害弔慰金・貸付金	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 9月12日	平成 年 月 日
3	3 就学支援対策事業等	1 就職助成金の交付	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 9月12日	平成 年 月 日
4		2 高等学校奨学金等	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 9月12日	平成 年 月 日
5		3 技能習得資金	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 9月12日	平成 年 月 日
6		4 その他の民生安定事業	1 暮らしの資金貸付事業 一元化に調整の上、新市に継承する。新市において直接実施する。貸付金は10万円とする。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
7			2 通信・放送研究成果展開事業 現行のまま、新市に継承する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
8			3 出産祝金支給事業 新市においても引き続き出産祝い金を給付し、出産及び育児を支援する。対象者及び支給金額は、新市において調整する。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
9	(高齢者福祉) 1 高齢者福祉計画	1 高齢者福祉計画	新市において新たに計画を作成する。	平成15年 4月10日	平成 年 月 日
10	2 介護予防・生活支援事業	1 配食サービス事業	新市においても配食サービスは引き続き実施する。合併後、一定期間は原則として現行のままとし、その後見直す。(ただし、社協の職員体制を配慮しながら検討する)	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
11		2 外出支援サービス	一元化に調整の上、新市に移行する。対象者、及び料金は統一する。委託先は運送事業者に委託することも含め、検討する。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
12		3 寝具乾燥消毒サービス	一元化に調整の上、新市に継承する。 現事業者により、全市に拡大する。委託先は現行のままとする。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
13		4 軽度生活援助事業	一元化に調整の上、新市に移行する。新市においても引き続き事業を実施し、介護予防事業としての充実を図る。利用料金は、弥栄町の例により、統一する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
14		5 訪問理美容サービス事業	一元化に調整の上、新市に移行する。 全市にサービスを拡大する方向で調整する。	平成15年 4月10日	平成 年 月 日
15		6 転倒骨折予防事業	一元化に調整の上、新市に移行する。 事業内容を各種高齢者福祉事業の中で調整し、全市に拡大して実施する方向で調整する。	平成14年11月 7日	平成 年 月 日
16		7 高齢者食生活改善事業	一元化に調整の上、新市に移行する。 全市において実施する方向で調整する。	平成14年11月 7日	平成 年 月 日
17		8 生活管理指導事業	現行のまま、新市に移行する。	平成14年11月 7日	平成 年 月 日
18		9 家族介護教室	新市に移行後、調整する。 新市において各種高齢者福祉事業の中で、調整する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
19		10 介護用品の支給	一元化に調整のうえ、新市に移行する。助成方式は、クーポン券方式に統一する。対象者及び助成額は国基準とし、低所得者についても配慮する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
20		11 家族介護者交流事業	一元化に調整の上、新市に移行する。 新市において各種高齢者福祉事業の中で、調整する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 3 ）

合併協定項目		19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱い		小委員会名	住民・福祉・教育小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
2.1		12 ヘルパー受講支援事業	一元化に調整の上、新市に移行する。対象者は、高齢者を現に介護しているか又は介護していた家族で、訪問介護員研修2級又は3級を受講した者。30,000円を上限とする。	平成15年 4月10日	平成 年 月 日
2.2		13 家族介護慰労事業	現行のまま、新市に継承する。	平成15年 4月10日	平成 年 月 日
2.3		14 生きがい健康づくり事業	新市に移行後、調整する。 新市において高齢者生きがい健康づくり事業全体の中で、調整する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
2.4		15 緊急通報体制等整備事業	現行のまま新市に継承し、段階的にシステムの統一を図る。	平成15年 4月10日	平成 年 月 日
2.5	3 在宅介護支援センター	1 基幹型在宅介護支援センター	地域型を兼ねる在宅介護支援センターを1箇所設置する必要がある。 他の5地区については、地域型に移行し、現在の業務を引き継ぐ。	平成15年 1月15日	平成 年 月 日
2.6		2 地域型在宅介護支援センター	現行のまま、新市に継承する。	平成15年 1月15日	平成 年 月 日
2.7	4 施設入所、福祉用具関係	1 老人日常生活用具給付事業	現行のまま、新市に継承する。	平成14年11月 7日	平成 年 月 日
2.8		2 老人保健措置事業	新市に移行後、新たに判定会議の構成員を定め、適正な入所措置事業を行う。	平成14年11月 7日	平成 年 月 日
2.9		4 介護用品貸出事業	廃止する方向で調整する。 清潔が確保できず、介護保険事業の趣旨に反するので廃止の方向で調整する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
3.0	5 介護保険サービス事業所	6 介護老人保健施設	現行のまま、新市に継承する。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
3.1	6 高齢者福祉関係施設管理事業	1 介護予防拠点整備・管理	現行のまま、新市に継承する。 新市においても同様の事業を実施し、高齢者の介護予防事業の拠点として運営する。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
3.2	8 その他の高齢者福祉事業	1 福祉電話	一元化に調整の上、新市に移行する。 峰山町の例により、統一する方向で調整する。	平成15年 4月10日	平成 年 月 日
3.3		2 敬老行事	現行のまま新市に継承し、当面、従来どおり開催する。 段階的に一元化に統一する。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
3.4		3 敬老祝い金品の贈呈	一元化に調整の上、新市に移行する。 対象年齢 77歳、88歳、100歳以上を基本とする。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
3.5		4 シルバー人材センター関係事業	新市に移行後も、引き続きシルバー人材センターの運営を支援する。	平成15年 4月10日	平成 年 月 日
3.6		5 独居老人世帯等雪下ろし事業	他制度と統合する 介護予防・生活支援事業 軽度生活支援業等他制度と統一する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
3.7	(障害者福祉) 1 障害者計画	1 障害者計画	新市において、新たに障害者計画を策定する。	平成15年 2月 7日	平成 年 月 日
3.8	2 身体障害者手帳の交付	1 身体障害者手帳の交付	新市における身体障害者手帳の交付方法は、文書による交付通知及び各支所窓口での直接交付とする。	平成15年 2月 7日	平成 年 月 日
3.9		2 療育手帳の交付	新市における療育手帳の交付方法は、文書による交付通知及び各支所窓口での直接交付とする。	平成15年 2月 7日	平成 年 月 日
4.0		3 精神障害者保健福祉手帳の交付	新市における精神保健福祉手帳の交付方法は、文書による交付通知及び各支所窓口での直接交付とする。	平成15年 2月 7日	平成 年 月 日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 3 ）

合併協定項目		19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱いについて		小委員会名	住民・福祉・教育小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
41		4 身体障害者手帳診断書料の補助	新市においても診断書料にかかる補助金を交付する。 補助限度額は、2,000円とする。	平成15年 2月 7日	平成 年 月 日
42		5 精神障害者保健福祉手帳診断書料の補助	一元化に調整の上、新市に移行する。 新市においても補助を行う。補助額は、2,000円とする。	平成15年 2月 7日	平成 年 月 日
43	3 更生医療給付事業	1 更生医療給付事業	現行のまま、新市に継承する。	平成15年 2月 7日	平成 年 月 日
44	4 進行性筋萎縮症者療養等給付事業	1 進行性筋萎縮症者療養等給付事業	現行のまま、新市に継承する。	平成15年 2月 7日	平成 年 月 日
45	5 障害者(児)補装具給付事業	1 身体障害者補装具の交付・修理等	現行のまま、新市に継承する。	平成15年 2月20日	平成 年 月 日
46		2 身体障害児補装具の交付・修理等	現行のまま、新市に継承する。	平成15年 2月20日	平成 年 月 日
47		3 補装具交付・修理等の自己負担免除	一元化に調整の上、新市に移行する。 障害児の育成支援を進めるため、補装具の自己負担金は全て免除とする方向で調整する。	平成15年 2月20日	平成 年 月 日
48	6 身体障害者施設入所措置事業	1 施設入所措置事業	平成15年度より支援費制度が施行されるので、制度に合致した事業者が適切なサービスを提供する方向で調整する。	平成15年 2月20日	平成 年 月 日
49		2 更生訓練費補助金等	現行のまま、新市に継承する。	平成15年 2月20日	平成 年 月 日
50		3 授産施設の相互利用事業	現行のまま、新市に継承する。 新市においても継続して障害者の福祉向上に努める。	平成15年 2月20日	平成 年 月 日
51	7 障害者等ホームヘルプサービス事業	1 身体障害者ホームヘルプサービス事業	平成15年度より支援費制度が施行されるので、制度に合致した事業者が適切なサービスを提供する方向で調整する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
52		2 知的障害者ホームヘルプサービス事業	平成15年度より支援費制度が施行されるので、制度に合致した事業者が適切なサービスを提供する方向で調整する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
53		3 精神障害者ホームヘルプサービス事業	現行のまま、新市に継承する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
54		4 難病患者ホームヘルプサービス事業	一元化に調整の上、新市に移行する。 全市を対象としてサービスの提供を実施し、福祉の向上を図る。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
55		5 視覚障害者ガイドヘルプサービス事業	平成15年度より支援費制度が施行されるので、制度に合致した事業者が適切なサービスを提供する方向で調整する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
56	8 障害者デイサービス事業	1 在宅身体障害者デイサービス事業	平成15年度より支援費制度が施行されるので、制度に合致した事業者が適切なサービスを提供する方向で調整する。支援費制度対象外事業は、新市の全体の制度の中で継続する方向。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
57		2 重度身体障害者訪問入浴サービス事業	一元化に調整の上、新市に移行する。全市を対象区域とし、サービスを提供する方向で調整する。利用料は国基準とし、所定の金額を徴収する。委託先は、当面現行のままとする。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
58	9 身体障害者等短期入所事業	1 身体障害者短期入所事業	平成15年度より支援費制度が施行されるので、制度に合致した事業者が適切なサービスを提供する方向で調整する。	平成15年 2月20日	平成 年 月 日
59		2 知的障害者短期入所事業	平成15年度より支援費制度が施行されるので、制度に合致した事業者が適切なサービスを提供する方向で調整する。	平成15年 2月20日	平成 年 月 日
60		3 精神障害者短期入所事業	現行のまま、新市に継承する。	平成15年 2月20日	平成 年 月 日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(3)

合併協定項目		19-16 各種社会福祉事業等の取扱いについて		小委員会名	住民・福祉・教育小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
61		4 難病患者短期入所事業	一元化に調整の上、新市に移行する。 新市においては全域を対象とし、事業を実施する。	平成15年 2月20日	平成 年 月 日
62	10 身体障害者等日常生活用具給付事業	1 重度身体障害者日常生活用具給付事業	現行のまま、新市に継承する。	平成15年 2月20日	平成 年 月 日
63		2 重度身体障害児日常生活用具給付事業	一元化に調整の上、新市に移行する。 自己負担金については、B階層対象者を免除とする。	平成15年 2月20日	平成 年 月 日
64		3 点字図書給付事業	一元化に調整の上、新市に継承する。 全市を対象として、事業を実施する。	平成15年 2月20日	平成 年 月 日
65		4 知的障害児(者)日常生活用具給付事業	一元化に調整の上、新市に移行する。 自己負担金については、B階層対象者を免除とする。	平成15年 2月20日	平成 年 月 日
66		5 難病患者日常生活用具給付事業	一元化に調整の上、新市に継承する。 全市を対象として、事業を実施する。	平成15年 2月20日	平成 年 月 日
67	11 グループホーム	1 心身障害者地域生活ホーム運営助成事業	現行のまま、新市に継承する。 支援費制度における知的障害者地域生活援助(グループホーム)の事業所として育成を指導する。	平成15年 2月20日	平成 年 月 日
68		2 精神障害者グループホーム	一元化に調整の上、新市に移行する。 全市を対象として必要なサービスを提供する方向で調整する。	平成15年 2月20日	平成 年 月 日
69	12 障害者社会参加事業	1 手話通訳者設置事業	現行のまま新市に継承する。	平成15年 2月20日	平成 年 月 日
70		2 手話奉仕員養成事業	現行のまま新市に継承する。	平成15年 2月20日	平成 年 月 日
71		3 丹後地域高齢聴覚障害者地域生活支援事業	現行のまま新市に継承する。	平成15年 2月20日	平成 年 月 日
72		4 身体障害者自動車改造助成事業	現行のまま新市に継承する。	平成15年 2月20日	平成 年 月 日
73		5 身体障害者運転免許取得費助成事業	現行のまま新市に継承する。	平成15年 2月20日	平成 年 月 日
74		6 移送サービス	一元化に調整の上、新市に継承する。 実施内容は、高齢者福祉事業と整合性をとる。全市を対象とする。委託先は重送事業者に委託することも含め、検討する。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
75		7 福祉タクシー事業	一元化に調整の上、新市に継承する。 障害者の多様な外出支援手段の一つとして社会参加の促進を図る。対象者は主に重度障害者とし、助成金額は年間12,000円分とする。	平成15年 2月20日	平成 年 月 日
76		8 福祉バス券の交付	廃止する方向で調整する。	平成15年 2月20日	平成 年 月 日
77		9 福祉機器の購入助成事業	一元化に調整の上、新市に移行する。 峰山町の例に倣う方向で調整する。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
78	13 住宅改修事業	1 身体障害者住宅改修助成事業	一元化に調整の上、新市に継承する。峰山町の例に倣う方向で調整。対象者は国基準+視覚2級以上、療育Aは取付工事費のみとし、自己負担金については、国基準に定める額とする。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
79	14 在宅福祉機器の貸出	1 重度身体障害者緊急通報システム	現行のまま新市に継承する。	平成15年 2月20日	平成 年 月 日
80		2 緊急通報ファックス	現行のまま新市に継承する。	平成15年 2月20日	平成 年 月 日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 3 ）

合併協定項目		19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱いについて		小委員会名	住民・福祉・教育小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
81	15 障害者の手当等について	1 特別障害者手当等	新市においては、特別障害者手当の給付・決定機関となり、事業を実施する。	平成15年 2月20日	平成 年 月 日
82		2 特別児童扶養手当	現行のまま、新市に継承する。	平成15年 2月20日	平成 年 月 日
83		3 町独自の手当等について	一元化に調整の上、新市に移行する。峰山町の例に倣う方向で調整する。ただし、支給対象者は、非課税世帯に限る。支給金額は年間100,000円とする。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
84	16 心身障害者扶養共済制度	1 心身障害者扶養共済制度掛金の助成	一元化に調整の上、新市に継承する。新市においても、継続して事業を実施する。補助額は掛金の1/2とし、1口目のみ対象とする。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
85	17 共同作業所等に対する支援	1 入所訓練事業	新市に移行後も継続して運営を支援する。	平成15年 2月20日	平成 年 月 日
86		2 作業所への通所支援等	一元化に調整し、新市に移行する 対象となる交通費全額を助成する。認可施設分についても、対象とする方向で調整する。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
87		3 作業所給食費の助成	一元化に調整の上、新市に移行する。新市に移行後も無認可施設通所者に対して、継続して給食費の助成を行う方向で調整する。助成額は、1食につき200円とする。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
88	18 その他の障害者福祉施策	1 身体障害者用福祉電話使用料の助成	一元化に調整の上、新市に移行する。 基本料金分について、助成する。対象を全市に拡大する。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
89		2 じん臓機能障害者通院費補助制度 町事業分	一元化に調整の上、新市に移行する。 通院に要した本人にかかる交通費の内、1/2を助成。補助対象額は、10,000円以下とする。	平成15年 5月21日	平成 年 月 日
90		3 寝たきり老人・障害者用寝具等洗濯 費補助事業	廃止の方向で調整する。 寝具乾燥、消毒サービスの充実を図り、より実質的に生活環境の向上を図る方向へ転換する。	平成15年 2月20日	平成 年 月 日
91		4 障害児通園事業	平成15年度から支援費制度へ移行する。 新市に移行後も引き続き支援し、障害者の福祉向上に努める。	平成15年 2月20日	平成 年 月 日
92		5 自動車税の減免証明事務	現行のまま、新市に継承する。 証明手数料は、徴収しない方向で調整する。	平成15年 2月20日	平成 年 月 日
93	(母子父子福祉) 2 母子寡婦福祉資金の貸付	2 町独自の制度	町独自の制度 廃止の方向で調整する	平成15年 1月15日	平成 年 月 日
94	3 児童扶養手当	1 児童扶養手当	市制施行後は認定及び給付事務全般について市の所管となるため、予算措置を含め事務を行う。	平成15年 1月15日	平成 年 月 日
95	4 母子寡婦家庭の支援	2 就労保証等	廃止の方向で調整する。	平成15年 1月15日	平成 年 月 日
96	(国民年金)	受付処理簿	現行のまま新市に移行する。	平成14年 9月12日	平成 年 月 日
97		被保険者名簿	国民年金法及び国民年金市町村事務処理基準に基づく事務処理方法で調整する。	平成14年 9月12日	平成 年 月 日
98		資格取得	国民年金法及び国民年金市町村事務処理基準に基づく事務処理方法で調整する。	平成14年 9月12日	平成 年 月 日
99		資格喪失	現行のまま新市に移行する。	平成14年 9月12日	平成 年 月 日
100		転入	現行のまま新市に移行する。	平成14年 9月12日	平成 年 月 日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 3 ）

合併協定項目		19 - 16 各種社会福祉事業等の取扱いについて		小委員会名	住民・福祉・教育小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
101		転出	現行のまま新市に移行する。	平成14年 9月12日	平成 年 月 日
102		転居	現行のまま新市に移行する。	平成14年 9月12日	平成 年 月 日
103		申請免除の受付	現行のまま新市に移行する。	平成14年 9月12日	平成 年 月 日
104		老齢福祉年金	現行のまま新市に移行する。	平成14年 9月12日	平成 年 月 日
105		年金の窓口体制	現行のまま新市に移行する。	平成14年 9月12日	平成 年 月 日
106		裁定請求・未支給請求等	現行のまま新市に移行する。	平成14年 9月12日	平成 年 月 日
107		在日外国籍高齢者特別給付金制度	未実施の5町における対象見込者は少数であり、在住外国籍高齢者のうち老齢基礎年金(国民年金)の受給資格を得ることができなかった者への支給等、実施町での制度創設の趣旨等を尊重し、新市において速やかに調整する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
108	(厚生年金)	裁定請求・未支給請求等	現行のまま新市に移行する。	平成14年 9月12日	平成 年 月 日
109	(援護事務)	全国戦没者追悼式旅費補助	各町とも旅費補助は行なわれているので、これを基本に一元化して新市に移行する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
110		京都府戦没者追悼式	参加者にとっては6町とも補助内容は同一であるので、新市が直接に補助をすることとする。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
111		町戦没者追悼式	戦後50年以上が経過し遺族の高齢化が進み、参加者は減少傾向である。このため、開催の継続及び実効的な実施方法等を検討する。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
112		援護団体補助	戦後50年以上が経過しており、補助を継続することによる他団体との均衡等を考慮し遺族団体と協議を行う。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
113		戦没者香華料	戦後50年以上が経過しており、実施等について調整をする。	平成14年 7月11日	平成 年 月 日
		以下余白			

協議第13号

19 - 18 病院、診療所の取扱い

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成15年5月28日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 濱岡 六右衛門

協議第14号

19 - 24 建設関係事業の取扱い

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成15年5月28日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 濱岡 六右衛門

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 3 ）

合併協定項目		19 - 24 建設関係事業の取扱い		小委員会名	建設・産業小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
1	1. 競争入札の指名参加願及び資格審査	1. 有効期間・提出時期	久美浜町の例により、新市に継承する。	平成14年 6月 6日	平成 年 月 日
2	2. 入札及び契約	1. 指名選考委員会	峰山町の例により、新市に継承する。	平成14年 6月 6日	平成 年 月 日
3		2. 入札の方法	新市に移行後、速やかに調整する。	平成14年 6月 6日	平成 年 月 日
4		3. 契約の方法	久美浜町の例により、新市に継承する。契約担当課については、一本化となるよう調整する。	平成14年 6月 6日	平成 年 月 日
5		4. 建設工事指名停止措置要綱	久美浜町の例により、新市に継承する。	平成14年 6月 6日	平成 年 月 日
6		5. 入札結果の公表	峰山町の例により、新市に継承する。	平成14年 6月 6日	平成 年 月 日
7	3. 工事関係	1. 各種様式関係	提出部数は、新市移行後、速やかに調整する。	平成14年 6月 6日	平成 年 月 日
8	4. 台帳(道路・橋梁、河川)整備	1. 道路・橋梁台帳	新市に移行後、速やかに調整する。	平成14年 6月 6日	平成 年 月 日
9		2. 河川台帳	新市に移行後、速やかに調整する。	平成14年 6月 6日	平成 年 月 日
10	5. 屋外広告物	1. 内容	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 6月 6日	平成 年 月 日
11		2. 規制の規定	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 6月 6日	平成 年 月 日
12		3. 手数料	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 6月 6日	平成 年 月 日
13		4. 申請のPR	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 6月 6日	平成 年 月 日
14	6. 採石法及び砂利採取法	1. 採石法	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 6月 6日	平成 年 月 日
15		2. 砂利採取法	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 6月 6日	平成 年 月 日
16	7. 道路の占用及び管理	1. 占用料の額	占用物件については、久美浜町の区分に統一し、占用料については、道路法施行令別表「乙地」に定める額に統一する。	平成14年 7月 9日	平成 年 月 日
17		2. 道路占用規則	合併時に、弥栄町の規則をもとに調整し、新たな規則を制定する。	平成14年 7月 9日	平成 年 月 日
18		3. 占用申請書の管理	当面は業務に大きな支障がないため、現行のとおり新市に継承することとする。ただし、新市移行後は、徐々にパソコン管理に移行するよう調整する。	平成14年 7月 9日	平成 年 月 日
19	8. 分譲宅地	1. 造成の有無と目的	新市移行後においても、地域住民の要望に応え、若者の定住と地域の活性化を図るため、計画的に分譲宅地を造成するよう努める。	平成14年 7月 9日	平成 年 月 日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(3)

合併協定項目		19-24 建設関係事業の取扱い		小委員会名	建設・産業小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
20	9. 道路除雪	1. 道路除雪体制	現行のまま、新市に継承する。なお、新市移行後に到来する除雪体制については、業者委託を基本とし、現行の除雪路線を減少させることなく、均衡上必要がある場合は追加することも検討し、調整する。	平成14年 9月18日	平成 年 月 日
21		2. 委託料	業者委託の委託料については、新市移行後においても、現行のとおり京都府の単価に準じ算定する。丹後町の地区除雪における委託料の算定については、新市移行後に検討する。	平成14年 9月18日	平成 年 月 日
22	10. 河川環境整備事業	1. 京都府管理河川の委託作業	各町とも同じ扱いのため、現行のとおりとする。	平成14年 8月 6日	平成 年 月 日
23		2. 各集落による町管理河川の除草作業	今後は町管理河川の除草作業の必要性が高まることが予想されるため、事業の継続は必要である。なお、峰山町の制度は一旦廃止とし、地域の協力を含めた実施方法等について、新市移行後に調整する。	平成14年 8月 6日	平成 年 月 日
24	11. 道路(橋梁)の維持管理	1. 補修・修繕	各町同一の扱いであるため、現行のとおりとする。	平成14年 8月 6日	平成 年 月 日
25		2. パトロール	各町同一の扱いであるため、現行のとおりとする。	平成14年 8月 6日	平成 年 月 日
26		3. 除草(伐採)	道路の維持管理及び安全確保のうえからも、道路の定期的な除草作業は必要である。なお、地域の協力を含めた実施方法等については、対象路線の指定等を含め、新市移行後において調整する。	平成14年 8月 6日	平成 年 月 日
27		4. 側溝清掃	各町同一の扱いであるため、現行のとおりとする。	平成14年 8月 6日	平成 年 月 日
28	12. 公共事業再評価	1. 実施の内容	峰山町・大宮町・弥栄町の制度をもとに、京都府の制度との調整を図り、新市において、新たな要綱を制定する。	平成14年 8月 6日	平成 年 月 日
29	13. 住宅マスタープラン	1. 住宅マスタープランの策定	新市において、新たな住宅マスタープランを作成する。	平成14年 8月 6日	平成 年 月 日
30	14. 補助金交付金等	1. がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金	峰山町及び弥栄町の制度をもとに、新たな要綱を制定する。	平成14年 8月 6日	平成 年 月 日
31		2. 道路除雪関係補助金	現行のまま、新市に継承する。なお、新市移行後に到来する除雪作業に係る補助金については、新市において新たな基準を定め、制度の統一化を図る。	平成14年 8月 6日	平成 年 月 日
32	15. 準用河川の占用及び管理	1. 占用料	各町とも占用料は徴収していないため、当面は現行のとおりとし、新市移行後、準用河川管理規則の作成時において検討する。	平成14年 9月18日	平成 年 月 日
33		2. 占用手続	準用河川管理規則の制定については、新市に移行後作成する。	平成14年 9月18日	平成 年 月 日
34		3. 管理	簿冊管理とする。	平成14年 9月18日	平成 年 月 日
35	16. 法定外公共物	1. 譲与事務の取組方法	各町において、合併時まで申請作業を終了させる。	平成14年11月 6日	平成 年 月 日
36		2. 法定外公共物の管理	合併時に、弥栄町・久美浜町の条例をもとに、統一した内容に調整する。 ただし、里道占用料については、市道と同様の扱いとし、新市における道路占用料徴収条例に基づく額と同額とし、水路占用料については、準用河川と同様の扱いとし、新市移行後において準用河川管理規則の制定と併せて検討する。	平成14年11月 6日	平成 年 月 日
37		3. 法定外公共物境界確定事務の取組方法	譲与後の法定外公共物の境界確定事務については、新市において境界確定要綱等を制定し対応する。	平成14年11月 6日	平成 年 月 日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 3 ）

合併協定項目		19 - 24 建設関係事業の取扱い		小委員会名	建設・産業小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
38	17. 道路法による新規道路の認定基準	1. 路線の認定	道路法に基づく処理のため、現行のとおり新市に継承する。	平成15年 1月16日	平成 年 月 日
39		2. 認定基準	新市における新規道路の認定基準は、道路幅員が4m以上のものを基本として、新市において新たな基準を作成する。	平成15年 1月16日	平成 年 月 日
40		3. 認定の区分	条例上の認定区分は廃止し、国土交通省による幹線市町村道の基準により認定する。	平成15年 1月16日	平成 年 月 日
41	18. 町道認定の状況	1. 認定状況	合併時における町道については、全て新市に継承し、市道とする。	平成15年 1月16日	平成 年 月 日
42	19. 受益者分担金	1. 道路工事に伴う受益者分担金	新市移行後の受益者分担金の取扱は、次のとおりとする。 対象路線 = 全ての市道を対象とする。 対象工事 = 新設・改良工事を対象とする。 対象外事業 = 国府補助事業及び交付税措置のある起債事業は対象外とする。 対象事業費 = 用地測量費、用地・補償費、登記費用、工事費とする。 分担金の率 = 対象事業費の10%とする。 減免措置 = 小集落等における対応については、減免制度を制定し対応する。その他特殊事情については、別途協議する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
43		2. 排水路工事に伴う受益者分担金	合併時において廃止とする。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
44		3. 河川工事に伴う受益者分担金	合併時において廃止とする。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
45	20. 海岸管理	1. 管理条例・占用料の額・土砂採取料	網野町の制度により、新市に継承する。なお、網野町の占用料及び土砂採取料は、京都府海岸管理条例の別表に準じ定められていることから、新市移行後の占用料及び土砂採取料についても京都府海岸管理条例の別表に定める額に準ずるものとする。	平成14年11月 6日	平成 年 月 日
46	21. モーター類似施設建築等の規制	1. 規制の内容	久美浜町の制度を新市に適用するよう調整する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
47	22. 住宅地整備審議会	1. 審議会の有無・設置・組織	合併時において、廃止とする。	平成15年 1月16日	平成 年 月 日
48	23. 建設工事からの暴力団等排除対策措置要綱	1. 目的・対策会議の設置・組織	新市において、新たな要綱を制定する。	平成15年 1月16日	平成 年 月 日
49	24. 優良住宅認定申請等手数料	1. 手数料の額	手数料については、峰山町の額に統一し新市に移行する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
		以下余白			

協議第15号

19 - 25 公営住宅の取扱い

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成15年5月28日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 濱岡 六右衛門

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 3 ）

合併協定項目		19 - 25 公営住宅の取扱い		小委員会名	建設・産業小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
1	1. 一般公営住宅	1.住宅の概要	一般公営住宅については、現状のまま新市に引き継ぐ。	平成14年 6月 6日	平成 年 月 日
2		2.公募の方法	峰山町の例により、新市に継承する。	平成14年 6月 6日	平成 年 月 日
3		3.入居者の資格	久美浜町の例により、新市に継承する。	平成14年 6月 6日	平成 年 月 日
4		4.家賃の決定	峰山町の例により、新市に継承する。	平成14年 6月 6日	平成 年 月 日
5		5.家賃の納付	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 6月 6日	平成 年 月 日
6		6.家賃の納付方法	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 6月 6日	平成 年 月 日
7		7.敷金	峰山町の例により、新市に継承する。	平成14年 6月 6日	平成 年 月 日
8		8.みなし特定公共賃貸住宅の活用	峰山町の例により、新市に継承する。	平成14年 6月 6日	平成 年 月 日
9		9.社会福祉事業等への活用	峰山町の例により、新市に継承する。	平成14年 6月 6日	平成 年 月 日
10		10.入居者の費用負担	条例・規則の取扱いについては、統一した内容に調整し、新市に移行する。 駐車場使用料については全て有料とし、使用料設定基準の統一を図る。 共益費については、入居者の直接負担とし、自治体による共益費の徴収は廃止する。	平成15年 5月23日	平成 年 月 日
11	2. 特定公共賃貸住宅	1.住宅の目的・概要	特定公共賃貸住宅については、現状のまま新市に継承する。	平成14年 7月 9日	平成 年 月 日
12	3. 定住促進住宅	1.住宅の目的・概要	定住促進住宅については、現状のまま新市に継承する。	平成14年 7月 9日	平成 年 月 日
13	4. 府営住宅	1.住宅の概要		平成14年 7月 9日	平成 年 月 日
14	5. 入居者選考委員会	1.委員会の設置	新市においても、入居者選考委員会を設置する。委員の構成については、新市に移行後調整する。	平成14年 7月 9日	平成 年 月 日
15	6. 公営住宅再生マスタープラン	1.マスタープランの策定	新市において、新たな公営住宅の再生プランを作成する。	平成14年 7月 9日	平成 年 月 日

以下余白